地域包括ケア推進に関する誓約書

地域密着型サービス事業者は、地域包括ケア推進の一員として地域の要介護者へのサービス提供を行わなければなりません。同一・近接敷地内に立地する高齢者向け集合住宅、又は同一・系列法人が運営する高齢者向け集合住宅以外の地域の利用者へのサービス提供に関する具体的な計画について記載してください。（地域利用者の割合目標、目標達成のための具体的な方法、介護支援専門員協会や地域住民への周知方法等）

この申請に係る指定地域密着型サービス事業所の指定を受けた後は、指定地域密着型サービスの事業

の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）第３条の３７第４項の規定及び

規定の趣旨に従い、上記の内容について遵守します。

伊勢原市長　殿

法 人 名

事業所名

管理者名　　　　　　　　　　　　　　　印

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第３条の３７第４項

◆伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第３９条第１項第４号（条文）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問　介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

（解釈通知）

同条第４項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、第３条の８の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。

地域包括ケア推進に関する誓約書**（記入例）**

地域密着型サービス事業者は、地域包括ケア推進の一員として地域の要介護者へのサービス提供を行わなければなりません。同一・近接敷地内に立地する高齢者向け集合住宅、又は同一・系列法人が運営する高齢者向け集合住宅以外の地域の利用者へのサービス提供に関する具体的な計画について記載してください。（地域利用者の割合目標、目標達成のための具体的な方法、介護支援専門員協会や地域住民への周知方法等）

**地域包括ケア推進のため、同一・系列法人が運営する集合住宅利用者以外の地域の利用者の割合が３割以上となるよう努めるとともに、その目標の達成に向けて月１回以上は他法人（系列法人を除く）が運営する居宅介護支援事業所と情報提供・情報交換を行い、その日時、相手先、内容について記録し保管します。**

この申請に係る指定地域密着型サービス事業所の指定を受けた後は、指定地域密着型サービスの事業

の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）第３条の３７第４項の規定及び

規定の趣旨に従い、上記の内容について遵守します。

伊勢原市長　殿

法 人 名

事業所名

管理者名　　　　　　　　　　　　　　　印

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第３条の３７第４項

◆伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第３９条第１項第４号（条文）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問　介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

（解釈通知）

同条第４項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、第３条の８の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。